



見直しましょう 家電4品目の処分方法

平成26年3月から保冷庫・冷温庫が家電4品目に追加されました。

この機会に家電4品目の処分方法を見直しましょう。

●家電4品目とは

▼エアコン ▼テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) ▼冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫 ▼洗濯機・衣類乾燥機

●処分方法 次のいずれかの方法で処分してください。

【家電小売店に依頼する場合】
直接、小売店と費用や引き取りの相談をしてください。

【一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合】
町が許可している業者に依頼し、費用を支払って引き渡してください。費用は業者にお問い合わせください。

町が許可している業者については、町ホームページか町民課で確認してください。

【指定引取場所に持ち込みする場合】
次の①～③の手順で持ち込んでください。

①郵便局で「家電リサイクル券」の手続きをする

郵便局にある「家電リサイクル券」に廃棄する家電のメーカー名など必要事項を記入

してください。

②リサイクル料金の振込み

家電の型式や容量により料金も異なります。料金は郵便局ほか、家電リサイクルセンターのホームページ

(<http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p-index.html>)で確認できます。

③指定引取場所に持ち込み

廃棄する家電の向かって右側上部(液晶式、プラズマ式テレビは背面左上部)にリサイクル券をはり、次の指定引取場所へ持ち込んでください。

▼金城産業(株)
松山市北吉田町349-1
☎972-3303

▼四国西濃運輸(株)松山支店
東温市上村甲980
☎990-1313

【町に依頼する場合】

「指定引取場所に持ち込みする場合」の①②の手順と同様にして郵便局でリサイクル料金を振り込んだ後、「特定家庭用機器廃棄物収集運搬申込書」を町民課へ提出してください。その後、運搬手数料(2600円)を支払い、指定日に道路に面した場所に出してください。

●町民課ごみ対策係

☎985-4117

スチール缶リサイクル支援事業

スチール缶リサイクル協会は、スチール缶の集団回収を行っている団体への支援事業を行っています。応募条件など、詳しくは同協会のホームページなどをご覧ください。

- 対象 町内会、老人会、子ども会、婦人会、PTA、商店会など地域の民間団体
- 支援団体数 100 団体以内
- 支援内容
1 団体当たり5 千円～2 万5 千円相当を支援
- 締め切り 12 月 26 日(金) 必着

●応募方法

協会のホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入して、郵送してください。

●応募先、問い合わせ先

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-3 日鉄木挽ビル1階 スチール缶リサイクル協会
☎ 03-5550-9431
<http://steelcan.jp>

支援事業を活用して
地球にやさしい社会にしませんか

不法投棄や野外焼却を 発見したら通報を

県は、不法投棄などの早期発見・被害拡大防止を図るため、通話料無料の専用電話を設置しています。産業廃棄物の不法投棄(不審車両の発見を含む)や野外焼却などを発見した場合は、情報をお寄せください。

県循環型社会推進課

☎0120-149-530

開設時間

平日8時30分～17時

●県民環境部環境局循環型社会推進課 ☎912-2355